

# リテサポ

vol.14

施行間近!

# 健康増進法

受動喫煙防止対策はお済みですか?



2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より全面施行されます。このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

## 改正健康増進法

|  |              |  |                     |
|--|--------------|--|---------------------|
| <b>子供や患者等に特に配慮すべき施設</b><br>・学校、児童福祉施設<br>・病院、診療所<br>・行政機関の庁舎等  | <b>第一種施設</b> | <b>敷地内禁煙</b><br>屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができる。 | 2019年<br>7月1日<br>施行 |
| <b>上記以外の施設</b><br>・事務所<br>・工場<br>・ホテル、旅館<br>・飲食店<br>・旅客運送事業船舶、鉄道<br>・国会、裁判所等<br>※個人の自宅やホテルの客室など人の居住の用に供する場所は適用除外 | <b>第二種施設</b> | <b>原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)</b><br>経営判断により選択           | 2020年<br>4月1日<br>施行 |

**屋内禁煙**  
  
 屋内禁煙

**喫煙のみ可**  
  
 喫煙専用室設置

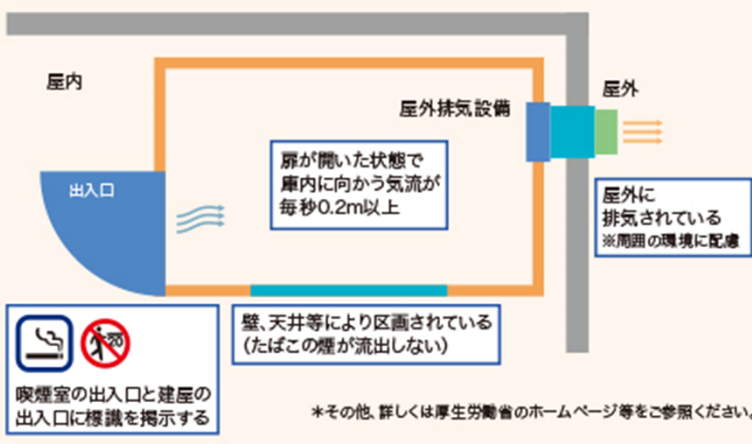
**飲食も可**  
  
 加熱式たばこ専用の喫煙室設置

室外への煙の流出防止措置

※ 保育所、児童養護施設等は児童福祉施設にあたり、第一種施設  
 介護老人保健施設、介護医療院は医療提供施設にあたるため、第一種施設  
 有料老人ホーム、サ高住、軽費老人ホーム、特別養護老人ホームは、第二種施設に該当します。  
 但し、医師が常時駐在している場合は、第一種施設となります。

第二種施設では、屋内原則禁煙となりますが、基準を満たせば『喫煙専用室』を設けることができます。第二種施設の屋内に設置できる『喫煙専用室』については「煙の流出を防止するための技術的基準」等が定められています。受動喫煙防止対策助成金も活用しつつ、基準を満たした『喫煙専用室』を整備する必要があります。

### 「喫煙専用室」設置平面イメージ



- ・屋内での喫煙には、喫煙室の設置が必要
- ・喫煙室には表示義務が義務付け
- ・20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止
- ・義務違反時には、指導・命令・罰則が課せられる
- ・改正法は2020年4月に全面施行

等々、その他にも多数ルールがございます。

⇒詳しくは <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

お急ぎください!!

2020年4月1日より施行となります。

第二種施設に限り、要件はございますが対象となる助成金もございます!



喫煙専用室の設置、改修等も承っております。お気軽にお問い合わせください。

小川電機株式会社  
RS (リテール・サポート) 部

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町2-2-4  
TEL:06-6621-7722 FAX:06-6623-0099

<https://www.ogawa.co.jp/rs/>

小川電機 RS部

検索